

建築計画概要書の作成上の注意点

「建築計画概要書」は、一般の閲覧に供し、当該建築物の情報を提供し続けるものとして非常に重要なものです。

また、確認申請書の一部であり、これに記載された内容は、確認申請書および添付図書等の記載事項と相互に整合していなければなりません。

橿原市における建築計画について、「建築計画概要書」作成の際にご配慮、ご注意いただきたい点をまとめましたので、参考にしていただき、誤記や記入モレ等の無いよう十分ご確認ください。



申請者のみなさまへ

□建築確認後、代理者・工事施工者・工事監理者を選定したとき、あるいは建築主・代理者・工事施工者・工事監理者の住所または名義を変更したときには、速やかに届出をしてください。届出には、選定、変更した内容を反映した建築計画概要書(一式)を添付してください。

□軽微な変更等の手続きを行う際、建築計画概要書の記載内容に変更がある場合は、変更内容を反映した建築計画概要書(一式)を添付してください。

指定確認検査機関のみなさまへ

□確認審査報告書とあわせて市へ提出する建築計画概要書の第一面(一枚目)には、「確認済証番号」と「確認済証交付年月日」の記入にご協力ください。

□軽微な変更、選定・変更届等により建築計画概要書の記載内容に変更があった場合、届出の種類を問わず、その報告の際には、変更内容を反映した建築計画概要書(一式)を添付してください。



橿原市

Kashihara City 都市マネジメント部 建築安全推進課

令和7年10月

目次・凡例

【目次】

各欄の記載における共通注意事項.....	01
第一面（建築主等の概要）	
1欄（建築主）～3欄（設計者）.....	01
4欄（建築設備の設計に関し意見を聴いた者）～7欄（備考）.....	02
第二面（建築物及びその敷地に関する事項）	
1欄（地名地番）～5欄（その他の区域、地域、地区又は街区）.....	03
6欄（道路）～7欄（敷地面積）.....	04
8欄（主要用途）～11欄（延べ面積）.....	05
12欄（建築物の数）～14欄（許可・認定等）.....	06
15欄（工事着手予定年月日）～19欄（（略）防火設備の有無）.....	07
20欄（（略）経過措置の適用）～21欄（その他必要な事項）.....	08
第三面（付近見取図・配置図）.....	09
（別紙1）容積率算定の根拠となる道路・有効接道長さ.....	10
（別紙2）注意事項の解説.....	11
（別紙3）建築計画概要書の記載例.....	12～16

【凡例】

注意点	
☐	*****

建築計画概要書の作成上の取扱いや、よくある記入モレ・誤記等の注意点を挙げています。

建築計画概要書の作成上の注意点

(各欄の記載における共通注意事項)

- 確認申請書の記載事項と不整合がないようにしてください。
- 記入モレがないように十分確認してください。
- 確認申請書の修正時や計画変更時には、建築計画概要書の修正モレがないよう注意してください。
- 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 用紙はA4サイズにて統一し、白黒表示で作成してください。また、両面印刷にご協力ください。

(第一面(建築主等の概要))

【1. 建築主】

- **建築主が2以上のときは**、代表となる建築主について記入し、他の建築主については、別紙（追加の建築主）にそれぞれ必要な事項を記入し添えてください。

【2. 代理者】

- **建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合**において、記入してください。
- **代理者が建築士事務所に属しているときは**、その名称を書き、**建築士事務所に属していないときは**、所在地は代理者の住所を書いてください。

【3. 設計者】

- 「ト」は、作成又は法適合確認の表示をした図書について記入してください。
- それぞれ**代表となる設計者及び申請建築物に係る他のすべての設計者について記入**してください。
(構造一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)
- 建築士法第20条の2第1項又は第3項、第20条の3第1項又は第3項に該当する者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

注意点	
☐	建築主名に誤りがないことを確認してください。 建築主名に誤りがあっても、完了検査済証の交付を受けた後には、訂正はできません。誤りがないことを十分ご確認ください。
☐	氏名のフリガナの記入モレに注意してください。

注意点	
☐	登録番号の誤記(特に登録を更新した場合など)に注意してください。
☐	二～へ欄について登録内容と不整合がないようにしてください。
☐	事務所名の記入モレに注意してください。
☐	他人の求めに応じ報酬を得て「業」として行う場合、建築士事務所の登録が必要です。

注意点	
☐	登録先の大臣又は都道府県知事の記入モレ、登録番号の誤記(特に登録を更新した場合など)に注意してください。
☐	二～へ欄について登録内容と不整合がないようにしてください。
☐	事務所名の記入モレに注意してください。
☐	「ト」に設計図書の記入モレがないようにしてください。
☐	他人の求めに応じ報酬を得て「業」として行う場合、建築士事務所の登録が必要です。



建築計画概要書の作成上の注意点

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

- 建築設備士に意見を聴いた場合にのみ、該当する者について記入してください。
- 所在地の欄は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を記入してください。登録番号の欄は、建築士法施行規則第17条の3第1項の規定による国土交通大臣が指定する登録番号を記入してください。

【5. 工事監理者】

- それぞれ**代表となる工事監理者及び申請建築物に係る他のすべての工事監理者**について記入してください。
- 工事監理者が未定のときは、氏名の欄に「未定」と記入してください。

【6. 工事施工者】

- **工事施工者が未定のときは**、氏名の欄に「未定」と記入し、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- **工事施工者が2以上のときは**、代表となる工事施工者について記入し、他の工事施工者については、別紙（追加の工事施工者）にそれぞれ必要な事項を記入し添えてください。

【7. 備考】

- 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、フリガナとともに記入してください。

注意点	
☐	該当箇所のチェックボックスのチェックモレに注意してください。

注意点	
☐	登録先の大臣又は都道府県知事の記入モレ、登録番号の誤記（特に登録を更新した場合など）に注意してください。
☐	「二」～「へ」欄について登録内容と不整合がないようにしてください。
☐	事務所名の記入モレに注意してください。
☐	「ト」の記入モレや、 3欄「ト」 の設計図書との不整合がないように注意してください。
☐	工事監理者が決まっていない場合は 、工事監理者決定後すみやかに届出をしてください。また、 届出の際には 、選定した内容を記載した 建築計画概要書一式を添付してください。

注意点	
☐	「大臣」・「知事」や「特」・「般」の別の記入モレ、建設業許可番号の誤記（特に許可を更新した場合など）や有効期限切れに注意してください。
☐	「ハ」～「ホ」欄について登録内容と不整合がないようにしてください。
☐	氏名は、会社名でなく代表者の肩書と氏名を記入してください。
☐	工事施工者が決まっていない場合は 、工事施工者決定後はすみやかに届出をしてください。また、 届出の際には 、選定した内容を記載した 建築計画概要書一式を添付してください。



建築計画概要書の作成上の注意点

(第二面(建築物及びその敷地に関する事項))

【1. 地名地番】

- もれのないよう正しく記入してください。

【2. 住居表示】

- 住居表示が定まっているときは記入し、**定まっていない場合は「橿原市〇〇町以下未定」**と記入してください。

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- 該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

【4. 防火地域】

- 該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- **敷地が2以上の地域又は区域にわたるときは**、それぞれの地域又は区域について「レ」マークを記入してください。

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

- 敷地の存する区域等について、3欄および4欄の区域以外の区域等をすべて記入してください。
- **敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は**、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

注意点	
☐	地名地番に誤りがないことを確認してください。 地名地番に誤りがあっても、完了検査済証の交付を受けた後には、訂正はできません。誤りがないことを十分ご確認ください。

注意点	
☐	該当箇所のチェックボックスのチェックモレに注意してください。

注意点	
☐	該当箇所のチェックボックスのチェックモレに注意してください。
☐	「指定なし」の場合で、市街化区域内については、すべて法22条区域に該当しますので、5欄に「法22条区域」と記入してください。

注意点	
☐	許可、承認等の要不要に関わらず、当該敷地に係る区域等をすべて記入してください。 (※)「宅地造成工事規制区域」、「法22条区域」、「高度地区」、「地区計画」、「風致地区」、「歴史的風土保存区域」が 指定されている場合は、必ず記入 してください。
☐	地区計画の制限内容(外壁後退、敷地面積の限度等)は、記入しないようにしてください。



建築計画概要書の作成上の注意点

【6. 道路】

- 敷地が2メートル以上接している道路のうち、最も幅員の大きな一の道路について、その幅員及び接道長さを記入してください。
- 2項道路で、その現況幅員が4m未満の場合、「イ. 幅員」には4mと記入してください。
- 法43条2項の認定又は許可の場合は、認定又は許可を受けた道・通路等の幅員及びそれに接する長さを記入してください。

注意点	
☐	単位の記入モレ、誤記に注意してください。
☐	「イ」及び「ロ」の数値は、第三面の配置図に明示し、整合させてください。
☐	「ロ」には、「イ」に記入した道路の有効接道長さ(※別紙1参照)を記入してください。
☐	2方向以上の道路に接している場合は、その全接道長さではなく、「イ」に記入した道路に接する部分の長さを記入してください。(※別紙2参照)
☐	法43条2項の道・通路等の場合は、認定又は許可の内容と整合させ、第三面の配置図にその内容を明示してください。 また、【14. 許可・認定等】欄に認定又は許可の概要を記入してください。 (記載例)【14. 許可・認定等】 法43条2項2号の許可 第〇〇号 令和〇年〇月〇日

【7. 敷地面積】

- 「イ. 敷地面積」(1)は、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
- 「ロ. 用途地域等」、「ハ. 容積率」及び「ニ. 建蔽率」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- 「ホ. 敷地面積の合計」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計としてください。
- 「ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値」は、建築基準法上建築できる最大の値を記入してください。また、当該値が、「ハ」の値と異なる場合には、その理由を「チ. 備考」に記入してください。
- 「ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値」は、建築基準法上建築できる最大の値を記入してください。また、当該値が、「ニ」の値と異なる場合には、その理由を「チ. 備考」に記入してください。
- 地区計画や開発許可の区域内において、建蔽率又は容積率の制限がある場合は、その制限内容を「チ. 備考」に記入してください。

注意点	
☐	「ハ」、「ニ」、「ヘ」、「ト」は、百分率を用いてください。
☐	「イ. 敷地面積」(2)は、法52条12項の規定を適用する場合において、同条13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。(なお本マニュアルの作成日時点では、壁面線及び壁面の位置の制限の指定はありません。)
☐	「ハ」は、指定容積率と前面道路幅員による容積率のいずれか小さい容積率を記入してください。(前面道路が法42条2項の場合は原則として4mで計算してください。)
☐	「ニ」は、緩和又は制限がある場合も、指定建蔽率を記入してください。
☐	「チ」は、「ヘ」又は「ト」の数値が、建築基準法令に基づく緩和又は規制を受けた場合、その理由を記入してください。 (記載例) 角地、防火地域内の耐火建築物、総合設計制度、特定道路による容積率 等
☐	「ト」は、法53条3項各号に該当する場合は、加算モレのないよう注意してください。



建築計画概要書の作成上の注意点

【8. 主要用途】

- 用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録を受ける場合は、用途名の後に（ ）書きで「サービス付き高齢者向け住宅」と記入してください。
- 複合用途の場合は**、（ ）書きで当該建築物内にある用途を記入してください。

【9. 工事種別】

- 該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

【10. 建築面積】

- 用途変更する場合は、「イ. 建築物全体」の申請部分に「0.00㎡」と記入し、申請以外の部分に用途変更する部分を含む建築面積を記入してください。

【11. 延べ面積】

- 「ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分」の床面積は、その地階の住宅等の用途に供する部分の床面積から、地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積を記入してください。
- 「ロ. 認定機械室等の部分」、「ハ. 自動車車庫等の部分」、「ト. 備蓄倉庫の部分」、「チ. 蓄電池の設置部分」、「リ. 自家発電設備の設置部分」、「ヌ. 貯水槽の設置部分」、「ル. 宅配ボックスの設置部分」、「ヲ. その他の不算入部分」は、容積緩和の上限を超える場合にあっては、当該部分の実際の面積を記入してください。
- 「ヨ. 延べ面積」は、「イ. 建築物全体」の面積から「ロ～ヲ」のうち緩和できる面積を除いた値を記入してください。

注意点	
☐	用途区分コードの記入モレがないように注意してください。
☐	敷地全体で見たときの主要用途を記入 してください。また、併存用途等についても（ ）書きで記入してください。（記載例）共同住宅（飲食店舗付）
☐	増築又は用途変更の場合は 、増築又は用途変更後の敷地全体の主要用途を記入してください。また、 増築又は用途変更する部分と、主要用途が異なる場合は 、（ ）書きで増築又は用途変更する部分の用途を記入してください。（記載例）物品販売店（増築する部分：事務所）

注意点	
☐	敷地全体でみた場合の工事種別を記入してください。

注意点	
☐	「ハ. 建蔽率」は、百分率を用いてください。また、 小数点第 3 位を切り上げて 記入してください。
☐	単位の記入モレに注意してください。

注意点	
☐	単位の記入モレに注意してください。
☐	「ロ」から「カ」に該当する部分がある場合は、必ず記入してください。
☐	別棟であっても 住宅の附属建築物（離れ、倉庫等） の床面積は、「ワ. 住宅の部分」の面積に含めて記入してください。
☐	用途変更する場合は 、用途変更に係る部分の床面積を申請部分の欄に、それ以外の部分の床面積を申請以外の部分の欄に記入してください。
☐	「タ. 容積率」は、百分率を用いてください。また、 小数点第 3 位を切り上げて 記入してください。



建築計画概要書の作成上の注意点

【12. 建築物の数】

- 延べ面積が10平方メートルを超えるものの数を記入してください。

注意点	
☐	延べ面積が 10㎡を超えるもの について記入してください。ただし、 10欄及び11欄 の面積には10㎡以下の建築物も含めて記入し、 21欄 にその建築物の概要を記入してください。
☐	敷地内に申請建築物以外の建築物がある場合 、「 ロ 」にその数の記入モレがないように注意してください。

【13. 建築物の高さ等】

- 「**イ. 最高の高さ**」及び「**ロ. 階数**」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の**他の建築物がそれぞれ2以上ある場合**においては、最大のものを記入してください。
- 「**ハ. 構造**」は、敷地内の主たる建築物の構造について記入してください。
- 「**ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無**」は、該当するチェックボックスに「**レ**」マークを入れてください。
- 「**ホ. 適用があるときは、特例の区分**」は、「**ニ**」が有の場合に、その特例の区分で該当するチェックボックスに「**レ**」マークを入れてください。

注意点	
☐	別棟増築の場合 は、敷地内の他の建築物（複数ある場合は最大のもの）について、高さ、階数の記入モレがないように注意してください。
☐	「 イ 」はメートル表示とし、小数点第3位まで記入するよう努めてください。また、単位の記入モレに注意してください。
☐	増築の場合 、「 ハ 」については、敷地内の主要な建築物の構造を記入してください。また、増築部分が主要な建築物と異なる構造の場合は、（ ）書きで増築する部分の構造を記入してください。 （記載例）木造（増築する部分：鉄筋コンクリート造）
☐	天空率の適用がある場合 、「 ニ 」及び「 ホ 」のチェックボックスにチェックモレがないように注意してください。

【14. 許可・認定等】

- 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合**には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について記入してください。

注意点	
☐	建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法など建築基準関係規定による許可・認定等について記入してください。 （記載例） 開発許可（都市計画法第29条） 第○号 令和○年○月○日 開発行為に関する工事の検査済証 第○号 令和○年○月○日 公共施設に関する工事の検査済証 第○号 令和○年○月○日 法第43条2項2号の許可 第○号 令和○年○月○日 水路占用許可 第○号 令和○年○月○日 など



建築計画概要書の作成上の注意点

【15. 工事着手予定年月日】

【16. 工事完了予定年月日】

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

- 確認済証交付予定日以降の日付を記入してください。
- 特定工程の名称は、特定工程及び特定工程後の工程（令和 7 年橿原市告示第 2 9 9 号）に定める名称を正しく記入してください。

（参考）特定工程の名称

構造	特定工程の名称	条件
木造	屋根の小屋組の工事 耐力壁の設置工事	枠組壁工法の場合
鉄骨造	2 階の床板の取付け工事 建方工事	平屋の場合
鉄筋コンクリート造	2 階の床の配筋工事 屋根床板の配筋工事	平屋の場合
	2 階のはり及び床板の取付け工事	2 階の床の配筋工事を現場で施工しないもの
鉄骨鉄筋コンクリート造	2 階の床の配筋工事 2 階のはり及び床板の取付け工事	2 階の床の配筋工事を現場で施工しないもの
混構造	屋根の小屋組の工事 (1 階部分の構造耐力上主要な軸組の構造に応じ、上記各項に掲げる工事)	構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合 上段以外の場合

【18. 建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否】

- 対象建築物は以下の URL からご確認ください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp/material/files/group/11/5c34be1ef1a7f00f31b17b72.pdf>

【19. 建築基準法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無】

- 定期報告が必要な防火設備の有無を記入してください。

【15～17欄】注意点

- ☐ 予定年月日の誤記や不整合、記入モレに注意してください。
- ☐ 市告示に定める「申請等に係る床面積の合計」（中間検査を行う建築物の規模）とは、**同一の確認申請等に複数棟が含まれる場合には、それぞれの棟単位の床面積**となります。
- ☐ 中間検査の対象となる棟が複数あり、各棟に特定工程工事がある場合は、敷地内で、最も早期に特定工程に到達する部分（当該部分が他の部分の規模に比して極めて小さい場合を除く。）の工事の工程を特定工程としてください。ただし、法定特定工事である「階数3以上の共同住宅の2階の配筋工事」は工区分けにかかわらず全工区が対象となります。
- ☐ 中間検査が対象外で、17 欄に記載しない場合は、21 欄にその理由を記載してください。

定期報告を要する特殊建築物・建築設備・防火設備

平成28年度版

用途	特殊建築物		建築設備※1		防火設備※2【H30年度から】	
	規模	報告の時期	規模	報告の時期	規模（当該用途に供する部分が避難路のみの建築物を除く。）	報告の時期
学校・学校に付属する体育館	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥200㎡のもの	3年に1回	対象外		対象外	
病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）、又は診療用途の児童福祉施設等※3	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥200㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	2年に1回			①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥200㎡のもの（避難路のみの建築物も含む。） ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回
児童福祉施設等（児童利用の児童福祉施設等を除く。）	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥200㎡のもの	毎年1回	500㎡を超えるもの または 3以上の階数を有するもの※4	毎年1回	対象外	
劇場、映画館、演習場、観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂又は集会所	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥200㎡のもの ③劇場、映画館又は演習場で主階が1階にないもの ④地階でA>100㎡のもの	毎年1回			①3階以上の階でA>100㎡のもの ②客席部分のA≥200㎡のもの ③劇場、映画館又は演習場で主階が1階にないもの ④地階でA>100㎡のもの	毎年1回
百貨店、マーケット、展示場、キャサレル、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、のめろ場、宴会、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥200㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回	*A<1,200㎡は 2年に1回		①3階以上の階でA>100㎡のもの ②客席部分A≥500㎡のもの ③A≥200㎡のもの ④地階でA>100㎡のもの	毎年1回
ホテル又は旅館	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥200㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回			①3階以上の階でA>100㎡のもの ②客席部分A≥300㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回
サービス付き高齢者向け住宅・認知症高齢者グループホーム・障害者グループホーム	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②客席部分A≥200㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回	対象外		①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥200㎡のもの（避難路のみの建築物も含む。） ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回
上記以外の下層、共同住宅又は寄宿舎（延べ面積が1,000㎡以上のものを除く。）	3階以上の階でA>100㎡のもの	3年に1回	対象外		対象外	
博物館・美術館・図書館・ボウリング場・水泳場・体育館（学校に付属するものを除く。）	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥200㎡のもの	毎年1回	500㎡を超えるもの または 3以上の階数を有するもの※4 ボウリング場・体育館・水泳場を除く。）	毎年1回	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥200㎡のもの	毎年1回
事務所その他これに類するもの（用途が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る。）	3階以上の階でA>100㎡のもの	毎年1回			対象外	
エレベーター（このほか昇降機を有するものおよび防火安全都市燃行令第11条第6号に規定するものを除く。）・エスカレーター		毎年1回				
小荷物専用昇降機（昇降物の出し入れの下の階が当該階に、入れが設けられる床より50cm未満のもの）【平成30年度から】		毎年1回				
建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物（観光用エレベーター、遊技施設）		毎年1回				



数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

用紙一枚の大きさはA4サイズで統一してください。

白黒表示とし、カラー表示はしないでください。

建築計画概要書の作成上の注意点

【20. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

- 「イ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークをいれてください。
- 「ロ」は、「イ」で有にチェックした場合、その区分に応じて該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

注意点	
☐	「イ」は、建築物の区分に関わらず、必ずどちらかの項目にチェックマークを入れてください。
☐	経過措置の適用を受けることができるのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に確認済証が交付され、同期間内に工事に着手するものに限りです。着手が令和8年4月1日以降になるものは対象外となりますのでご注意ください。

【21. その他必要な事項】

- 中間検査除外となり、17欄に記載しない場合**、その理由を記入してください。
- 建築物に、住宅の用途に供する部分を含む場合は、住宅用防災警報器の設置について記入してください。
- 建築基準法第86条の7又は同法第86条の8の規定の適用を受ける場合**においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を記入してください。または、別紙に記載して添えてください。
- 計画変更や軽微な変更、用途変更の場合**、概要書に係る事項について、その**変更概要を記入**してください。
- 10㎡以内の建物がある場合**、その建物名及び面積（建築面積、延べ面積共）を記入してください。
- 開発不要協議が必要となる場合**は、その番号・日付を記入してください。

注意点	
☐	中間検査が適用除外となる場合 (H22市告示第27号参照)、以下の記載例を参考にその理由を記入してください。 (記載例) 法第85条の適用を受ける建築物の場合は… ⇒「 仮設 」 H14国交告第411号に規定する丸太組工法の場合は… ⇒「 丸太組工法 」 法第68条の11の認証を受けた製造者による建築物の場合は… ⇒「 製造者認証 」 建設住宅性能評価を受ける建築物の場合は… ⇒「 建設評価 」 なお、 <u>法第68条の10の「型式認定」は適用除外の対象となっていないためご注意ください。</u>
☐	消防法により 自動火災報知設備の設置義務がある場合 は、「自動火災報知設備を設置」と記入してください。その場合、住宅用防災警報器の設置は不要となります。
☐	地区計画において壁面の位置の制限が定められている場合 は、地区計画の名称とその制限内容を記入してください。 (記載例) ○○地区地区計画 (壁面の位置の制限○m)
☐	敷地面積が大きいものや土地地区画形質の変更があるものなど、 開発許可が必要となる可能性がある場合 は、許可の可否について奈良県中和土木事務所と協議してください。



建築計画概要書の作成上の注意点

(第三面(付近見取図・配置図))

【付近見取図】

- インターネット上のかしはらのちず（橿原市地理情報システム）から取得した白地図（ $S=1/2,500$ ）を使用してください。
- 申請敷地が明確に分かるように、敷地の形状を表示してください。
- 以下の内容を必ず明示してください（※別紙3参照）。

☐	方位	☐	目標となる地物
☐	周辺街区の状況	☐	道路の形状

【配置図】

- 以下の内容を必ず明示してください（※別紙3参照）。

☐	方位	☐	縮尺
☐	配置寸法	☐	申請敷地と周囲との高低差
☐	敷地境界線の種別と辺長	☐	道路種別・幅員・接道長さ・中心線
☐	汚水排水の排出先		

- 敷地と接する道路の種類に応じて、以下に挙げる内容を明示してください。
 - ①道路としての指定等がある場合（法第42条第1項第5号道路など）
⇒指定番号と日付、並びに指定幅員
 - ②法第42条第2項道路の場合
⇒現況道路幅員、現況道路境界線、後退道路境界線、後退寸法
 - ③法第43条第2項の認定又は許可を得た道・通路等の場合
⇒認定又は許可の番号および日付並びに道・通路等の範囲および幅員
- 敷地内に、用途地域その他の区域の境界、都市計画施設、外壁後退の制限がある場合は、その境界や有効寸法等を明示してください。
- 敷地内に擁壁やCB塀等の既存構造物がある場合は、検査済証の日付・番号を記入してください。検査済証がないものについては、設計者により安全性を確認したうえでその旨を記入してください。
- 敷地内に手続きを要する既存建築物等がある場合は、その処分の種類・番号・日付を記入してください。

注意点	
☐	申請敷地の誤りがないことを必ず確認してください。 申請敷地の位置に誤りがあった場合、確認申請の再提出が必要となる場合があります。
☐	敷地の位置が特定し難い場合は、交差点からの距離を記入してください。
☐	用紙1枚の大きさはA4サイズで統一してください。
☐	図面等の糊付けはしないでください。やむを得ず糊付けする場合は必ず割印をしてください。

注意点	
☐	原則、付近見取図と配置図の向きを合わせてください。
☐	方位、縮尺の記入モレに注意してください（確認申請図面を縮小して記入する場合は、縮尺の誤記に注意してください。）。 ☐ 縮尺は標準的な定規で計測可能な縮尺（原則 1/50、1/100、1/150、1/200 のいずれか）としてください。 ☐ 用紙におさまらず縮小する場合は 、明示した文字等が判読できるようにしてください。また、縮小によっても用紙におさまらない場合は、別紙（A4サイズ）として添付してください。
☐	建物間取りは表示しないでください。
☐	明示する道路の幅員・接道長さは、第二面6欄と整合させてください。
☐	明示する道路の接道長さは、別紙1を参照し、有効接道長さを明示してください。
☐	道路境界線は、帯状の構造物等で明示してください。（県条例2条）
☐	既存建築物がある場合や、増築又は用途変更の場合は 、申請に係る建築物又は建築物の部分とそれ以外の部分との別がわかるよう記載してください。
☐	「14. 許可・認定等」欄に記入した内容について、その名称・番号・日付・規模（範囲）を記入してください。
☐	奈良県建築基準法施行条例第4条・第20条の規定の適用がある建築物は 、条例に規定する有効寸法を記入してください。

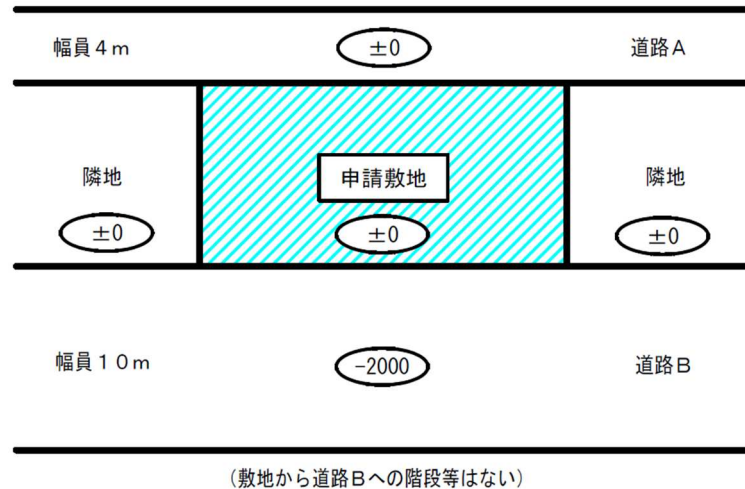


(別紙1) 容積率算定の根拠となる道路・有効接道長さ

容積率算定の根拠となる道路

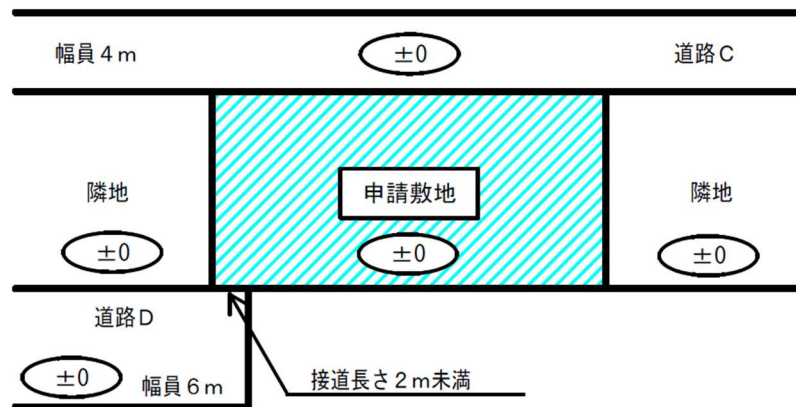
【事例1】 高低差のある道路

敷地と最大幅員の道路Bとは高低差があり、敷地に有効に接していないので、**道路Aが容積率算定の根拠となる道路**となります。



【事例2】 接道長さが2m未満の道路

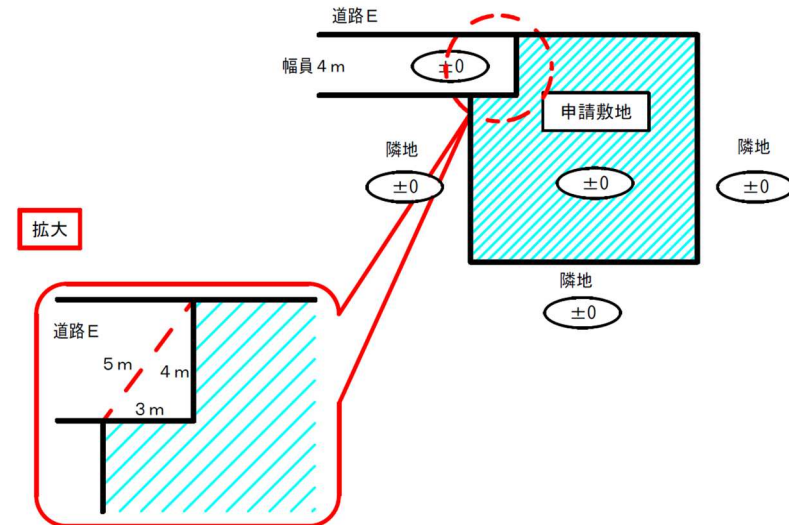
敷地と最大幅員の道路Dは2m以上接していないので、**道路Cが容積率算定の根拠となる道路**となります。



有効接道長さ

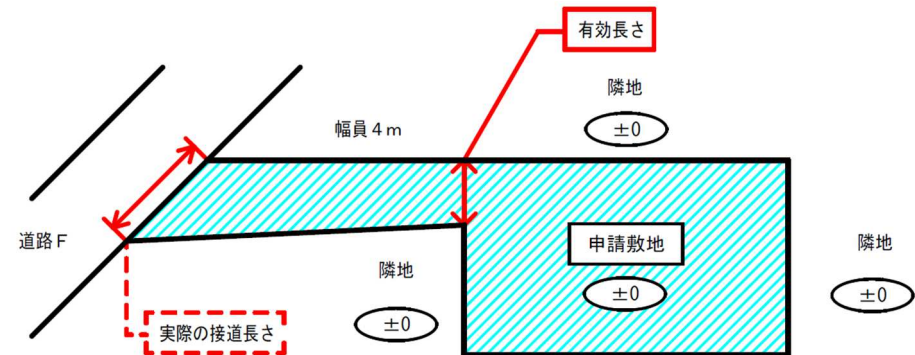
【事例3】 不整形な敷地

道路Eに対する敷地の**有効な接道長さは5m**になります。



【事例4】 旗ざお状の敷地

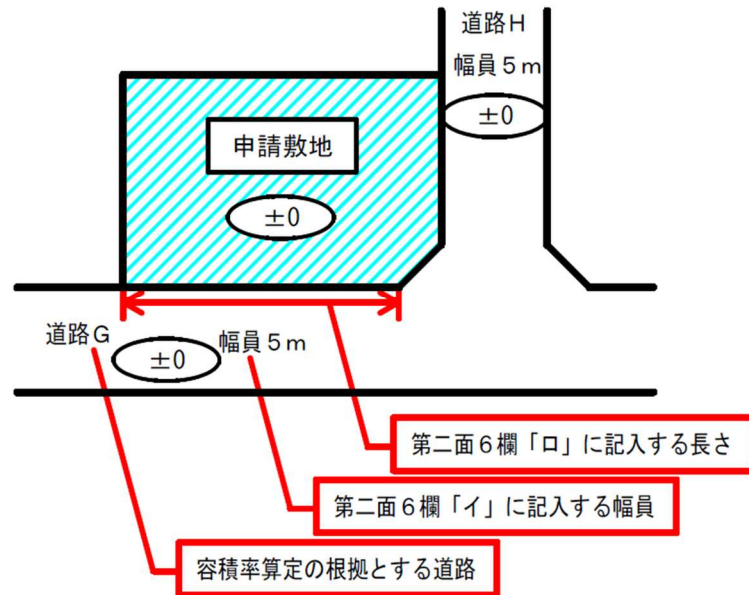
道路Fに対する接道長さは、**実際の接道長さではなく、通路の最も狭い部分における有効長さ**になります。



（別紙2）注意事項の解説

【二方向以上の道路に接道する敷地の第二面6欄「ロ」の記入方法】

道路Gと道路Hに接道していますが、いずれかを容積率算定の根拠の道路とし、その幅員と接道長さを記入してください。



(別紙3) 建築計画概要書の記載例

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、
第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

建築計画概要書（第一面）

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】カシハラ タロウ **フリガナの記入モレに注意**
 【ロ. 氏名】檀原 太郎
 【ハ. 郵便番号】〇〇〇-〇〇〇〇 **〒の誤記に注意**
 【ニ. 住所】△△市△△町〇-〇-〇

【2. 代理者】

【イ. 資格】（〇級）建築士 （△△△）登録第 〇〇〇〇号 **登録番号の誤記に注意**
 【ロ. 氏名】檀原 花子
 【ハ. 建築士事務所名】（〇級）建築士事務所（△△△）知事登録第〇-〇〇〇号
 △△△建築士事務所 **事務所名の記入モレに注意**
 【ニ. 郵便番号】〇〇〇-〇〇〇〇
 【ホ. 所在地】△△市△△町〇-〇-〇
 【ヘ. 電話番号】〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 **登録内容との不整合に注意**

【3. 設計者】

（代表となる設計者） **「設計」にかかわったすべての建築士を記入** **登録番号の誤記に注意**
 【イ. 資格】（〇級）建築士 （△△△）登録第 〇〇〇〇号
 【ロ. 氏名】檀原 花子
 【ハ. 建築士事務所名】（〇級）建築士事務所（△△△）知事登録第〇-〇〇〇号
 △△△建築士事務所 **事務所名の記入モレに注意**
 【ニ. 郵便番号】〇〇〇-〇〇〇〇
 【ホ. 所在地】△△市△△町〇-〇-〇
 【ヘ. 電話番号】〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 **登録内容との不整合に注意**
 【ト. 作成又は確認した設計図書】構造図・構造計算書・設備図をのぞく設計図書一式 **図書の記入モレに注意**

（その他の設計者）

【イ. 資格】（〇級）建築士 （△△△）登録第 〇〇〇〇号
 【ロ. 氏名】構造 太郎
 【ハ. 建築士事務所名】（〇級）建築士事務所（△△△）知事登録第〇-〇〇〇号
 △△△構造設計事務所

【ニ. 郵便番号】〇〇〇-〇〇〇〇
 【ホ. 所在地】△△市△△町〇-〇-〇
 【ヘ. 電話番号】〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 【ト. 作成又は確認した設計図書】構造図、構造計算書

【イ. 資格】（〇級）建築士 （△△△）登録第 〇〇〇〇号
 【ロ. 氏名】設備 花子
 【ハ. 建築士事務所名】（〇級）建築士事務所（△△△）知事登録第〇-〇〇〇号
 △△△設備設計事務所
 【ニ. 郵便番号】〇〇〇-〇〇〇〇
 【ホ. 所在地】△△市△△町〇-〇-〇
 【ヘ. 電話番号】〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 【ト. 作成又は確認した設計図書】設備図

【イ. 資格】（ ）建築士 （ ）登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 **「法適合確認対象建築物」の場合のみ記入**

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者）
 上記の設計者のうち、
 ■建築士法第20条の2第1項の表示をした者 **□欄のチェックモレに注意**
 【イ. 氏名】構造 太郎
 【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第〇〇〇〇〇号
 □建築士法第20条の2第3項の表示をした者
 【イ. 氏名】
 【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号
 ■建築士法第20条の3第1項の表示をした者
 【イ. 氏名】設備 花子
 【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第〇〇〇〇〇号
 【イ. 氏名】
 【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号
 【イ. 氏名】



(別紙3) 建築計画概要書の記載例

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号
 □建築士法第20条の3第3項の表示をした者
 【イ. 氏名】
 【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号
 【イ. 氏名】
 【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号
 【イ. 氏名】
 【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】設備 太郎
 【ロ. 勤務先】△△△設備設計事務所
 【ハ. 郵便番号】〇〇〇-〇〇〇〇
 【ニ. 所在地】△△市△△町〇-〇-〇
 【ホ. 電話番号】〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 【ヘ. 登録番号】建築設備士 〇〇〇〇
 【ト. 意見を聴いた設計図書】設備図

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】
 【ロ. 勤務先】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 所在地】
 【ホ. 電話番号】
 【ヘ. 登録番号】
 【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】
 【ロ. 勤務先】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 所在地】
 【ホ. 電話番号】
 【ヘ. 登録番号】
 【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】
 【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 所在地】
 【ホ. 電話番号】
 【ヘ. 登録番号】
 【ト. 意見を聴いた設計図書】

5. 工事監理者

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (△△△) 登録第 〇〇〇〇号
 【ロ. 氏名】檀原 花子
 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (△△△) 知事登録第〇-〇〇〇〇号
 △△△建築士事務所
 【ニ. 郵便番号】〇〇〇-〇〇〇〇
 【ホ. 所在地】△△市△△町〇-〇-〇
 【ヘ. 電話番号】〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 【ト. 工事と照合する設計図書】設計図書一式

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 工事と照合する設計図書】
 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 工事と照合する設計図書】
 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

「工事」にかかわるすべての
工事監理(建築士)を記入

登録番号の誤記に注意

事務所名の記入モレに注意

登録内容との不整合に注意

図書の記入モレに注意



(別紙3) 建築計画概要書の記載例

【二. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】
【イ. 氏名】代表取締役 工事 太郎
【ロ. 営業所名】建設業の許可(大臣)第特29-0000号
△△△工務店株式会社 ○○営業所
【ハ. 郵便番号】0000-0000
【ニ. 所在地】△△市△△町○-○-○
【ホ. 電話番号】0000-0000-0000

【7. 備考】
【フリガナ】△△△△キョウドウジュウタクケンセツコウジ
【工事名】△△△△共同住宅建設工事

建築計画概要書(第二面)
建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】△△市△△町○-○-○
【2. 住居表示】△△市△△町○-○-○
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
■都市計画区域内 ■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外
【4. 防火地域】□防火地域 □準防火地域 ■指定なし
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】法22条区域、15m高度地区
【6. 道路】
【イ. 幅員】6.000m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】30.000m
【7. 敷地面積】
【イ. 敷地面積】(1)(400.00㎡)(200.00㎡)()
(2)()
【ロ. 用途地域等】(第一種住居)(準工業)
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(240%)(200%)()

【二. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(60%)(60%)()
【ホ. 敷地面積の合計】(1) 600.00㎡
(2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】226.66%
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】70.00%
【チ. 備考】角地緩和適用

【8. 主要用途】(区分08030) 共同住宅
【9. 工事種別】
■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
【イ. 建築物全体】(95.00㎡)()
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
【ハ. 建蔽率】15.84%

【11. 延べ面積】(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
【イ. 建築物全体】(270.00㎡)()
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
(60.00㎡)()
【ホ. 認定機械室等の部分】()
【ヘ. 自動車車庫等の部分】(10.00㎡)()
【ト. 備蓄倉庫の部分】()
【チ. 蓄電池の設置の部分】()
【リ. 自家発電設備の設置部分】
()
【ヌ. 貯水槽の設置部分】()
【ル. 宅配ボックスの設置部分】
()
【ヲ. その他の不算入部分】()
【ワ. 住宅の部分】(200.00㎡)()
【カ. 老人ホーム等の部分】
()



(別紙3) 建築計画概要書の記載例

【ヨ. 延べ面積】 200.00㎡

【タ. 容積率】 33.33%

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0

10 mを超えるものの数を記入
(10 m未満は21.欄に概要を)

【13. 建築物の高さ等】

(申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 (9.00m) ()

【ロ. 階数】 地上 (3) ()

地下 () ()

【ハ. 構造】 RC 造 一部 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ☐有 ☒無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

☐道路高さ制限不適用 ☐隣地高さ制限不適用 ☐北側高さ制限不適用

申請以外の建物がある場合
記入モレに注意(複数ある場
合は最大のもの)

天空率適用の場合
☐欄のチェックモレに注意

【14. 許可・認定等】

許可・認定等を受けた場合の
内容・根拠法令等及び許可・認定
等の日付・番号をもれなく記入

【15. 工事着手予定年月日】 令和29年 4月 1日

【16. 工事完了予定年月日】 令和29年10月 1日

確認済証交付予定日以降で設
定する(誤記や不整合に注意)

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)

(第 1 回) 令和29年 6月 1日 ()

(第 回) 令和 年 月 日 ()

(第 回) 令和 年 月 日 ()

2階の床の配筋工事

市告示の名称と整合させる

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】

☐要 ☐否

☐欄のチェックモレに注意

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

☐有 ☐無

☐欄のチェックモレに注意

【20. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 ☐有 ☐無

☐欄のチェックモレに注意

【ロ. 適用があるときは、その区分】

☐建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

☐その他

【21. その他必要な事項】

建設評価、駐輪場(建築面積5㎡、延べ面積10㎡)

- 中間検査が対象外となる場合、その理由を記入する
- 設計変更の場合は、変更の概要を記入する
- 軽微な変更届の場合は、その変更内容を記入する(概要書にかかる部分のみ)
- 10 m以下の建物がある場合、その名称及び面積(建築面積、延べ面積共)を記入する



(別紙3) 建築計画概要書の記載例

建築計画概要書 (第三面)

A4サイズ白黒で! 文字を大きく読みやすく!

付近見取図

申請敷地の形状(輪郭)を正確に表示し、わかりやすく明示

配置図

方位を明示

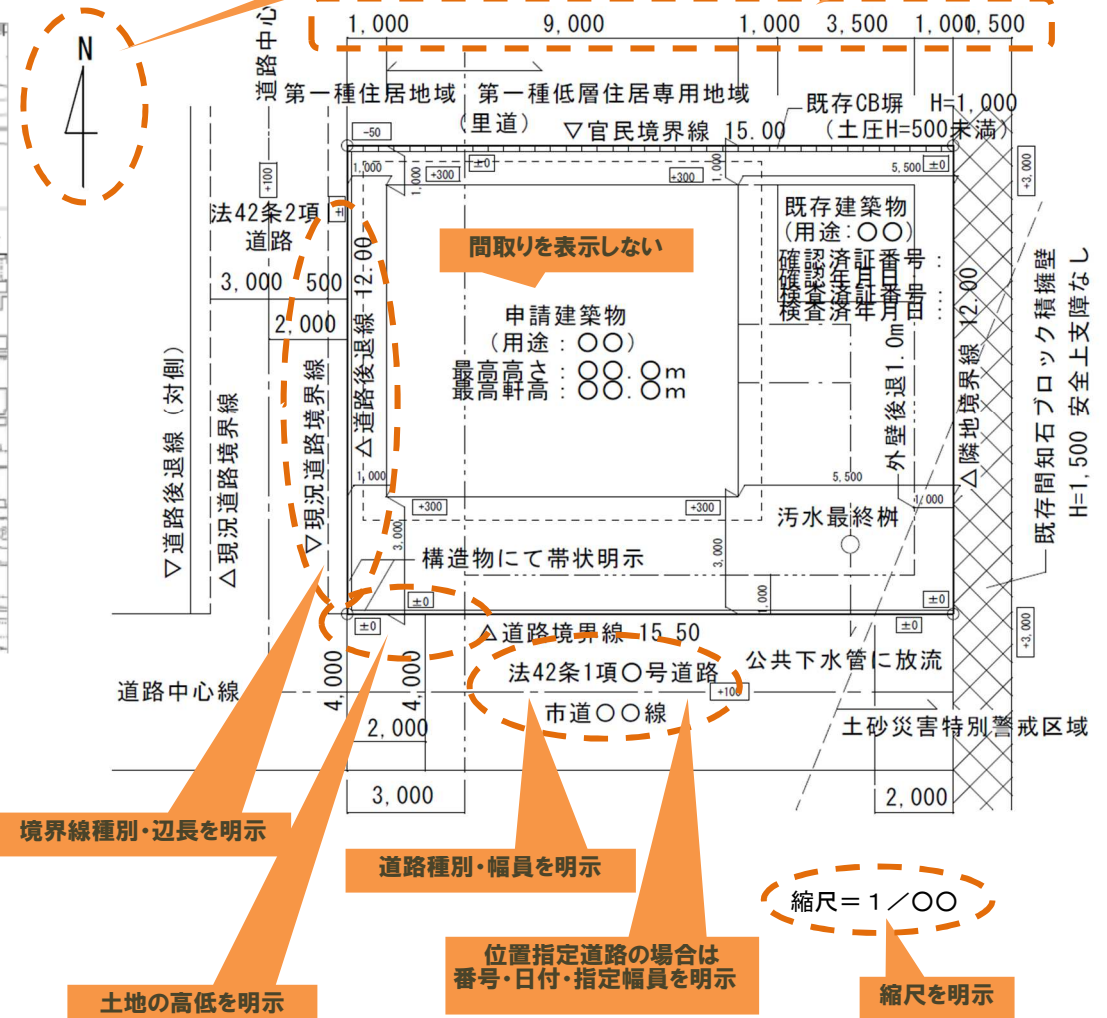
配置寸法を明示



周辺の街区形状を明示

目標となる地物を明示

白黒表示で街区が分かるように
(カラーマップは不可)



境界線種別・辺長を明示

道路種別・幅員を明示

土地の高低を明示

位置指定道路の場合は
番号・日付・指定幅員を明示

縮尺=1/〇〇

縮尺を明示

